

私立学校法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）【本則関係】	1
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【附則第十三条関係】	108
○国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）【附則第十四条関係】	112
○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）【附則第十五条関係】	113
○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）【附則第十六条関係】	115
○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）【附則第十六条関係】	118
○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）【附則第十六条関係】	120
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）【附則第十六条関係】	121
○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）【附則第十七条関係】	123
○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）【附則第十八条関係】	125
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）【附則第十八条関係】	126
○消費税法（昭和六十三年法律第八号）【附則第十八条関係】	129
○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）【附則第十九条関係】	130
○放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）【附則第二十一条関係】	142
○構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）【附則第二十三条関係】	145
○沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）【附則第二十四条関係】	149

○私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）【本則関係】

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第十五条）</p> <p>第三章 学校法人</p> <p>第一節 通則（第十六条—第二十二条）</p> <p>第二節 設立（第二十三条—第二十八条）</p> <p>第三節 機関</p> <p>第一款 理事会及び理事</p> <p>第一目 理事の選任及び解任等（第二十九条—第三十五条）</p> <p>第二目 理事会及び理事の職務等（第三十六条—第四十条）</p> <p>第三目 理事会の運営（第四十一条—第四十四条）</p> <p>第二款 監事</p> <p>第一目 選任及び解任等（第四十五条—第五十一条）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第四条）</p> <p>第二章 私立学校に関する教育行政（第五条—第二十三条）</p> <p>第三章 学校法人</p> <p>第一節 通則（第二十四条—第二十九条）</p> <p>第二節 設立（第三十条—第三十四条）</p> <p>第三節 管理</p> <p>第一款 役員及び理事会（第三十五条—第四十条の五）</p> <p>第二款 評議員及び評議員会（第四十一条—第四十四条）</p> <p>第三款 役員の損害賠償責任等（第四十四条の二—第四十四条の五）</p> <p>第四款 寄附行為変更の認可等（第四十五条）</p> <p>第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等（第四十五条の二—第四十九條）</p>

第二目	職務等（第五十二條—第六十條）
第三款	評議員会及び評議員
第一目	評議員の選任及び解任等（第六十一條—第六十五條）
第二目	評議員会及び評議員の職務等（第六十六條—第六十八條）
第三目	評議員会の運営（第六十九條—第七十九條）
第四款	會計監査人
第一目	選任及び解任等（第八十條—第八十五條）
第二目	職務等（第八十六條・第八十七條）
第五款	役員、評議員又は會計監査人の損害賠償責任等（第八十八條—第九十七條）
第四節	予算及び事業計画等（第九十八條—第一百〇一條）
第五節	會計並びに計算書類等及び財産目録等（第一百〇二條—第一百〇七條）
第六節	寄附行為の変更（第一百〇八條）
第七節	解散及び清算並びに合併（第一百〇九條—第一百三十一條）
第八節	助成及び監督（第一百三十二條—第一百三十七條）

第四節	解散（第五十條—第五十八條）
第五節	助成及び監督（第五十九條—第六十三條の二）
第四章	雜則（第六十四條—第六十五條の四）
第五章	罰則（第六十六條・第六十七條）
附則	

第九節 訴訟等

第一款 学校法人の組織に関する訴え（第三百三十

八条・第三百二十九条）

第二款 責任追及の訴え（第四百十条・第四百十

一条）

第三款 会計帳簿等の提出命令（第四百十二条）

第四章 大臣所轄学校法人等の特例（第四百十三条―

第四百五十一条）

第五章 雑則（第四百五十二条―第四百五十六条）

第六章 罰則（第四百五十七条―第四百六十四条）

附則

（所轄庁）

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

一〇三 （略）

（所轄庁）

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるものうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

一〇三 （略）

- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び
第五百五十二条第五項の法人
- 五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(削る)

(私立学校審議会等への諮問)

第七条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項の認可をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項の認可(私立大学又は私立高等専門学校の設置の認可を除く。)をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

- 四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び
第六十四条第四項の法人
- 五 (略)

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校(幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。)には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

第七条 削除

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項(同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。)を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

第八条・第九条 (略)

(削る)

第十条～第十二条 (略)

(議事参与の制限)

第十三条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の關係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第百五十二条第五項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、會議に出席し、発言することを妨げない。

第十四条・第十五条 (略)

(削る)

第三章 学校法人

第一節 通則

第九条・第十条 (略)

第十一条 削除

第十二条～第十四条 (略)

(議事参与の制限)

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の關係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、會議に出席し、発言することを妨げない。

第十六条・第十七条 (略)

第十八条から第二十三条まで 削除

第三章 学校法人

第一節 通則

第十六条・第十七条 (略)

(機関の設置)

第十八条 学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならない。

2| 学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

3| 理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上、評議員の定数は六人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならない。

4| 会計監査人を置く場合にあつては、その定数は、寄附行為をもつて定める。

第十九条 (略)

(特別の利益供与の禁止)

第二十条 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第二十四条・第二十五条 (略)

(新設)

第二十六条 (略)

(特別の利益供与の禁止)

第二十六条の二 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以

第二十一条・第二十二条 (略)

(削る)

第二節 設立

(寄附行為の認可)

第二十三条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。

一～四 (略)

五 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理

下同じ。)その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

第二十七条・第二十八条 (略)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第七十八条の規定は、学校法人について準用する。この場合において、同条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一～四 (略)

五 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役

- 事長の選定の方法その他理事に関する事項
- 六 理事会の招集その他理事会に関する事項
- 七 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項
- 八 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項
- 九 評議員会の招集その他評議員会に関する事項
- 十 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項
- 十一 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他の会計監査人に関する事項
- 十二 資産及び会計に関する事項
- 十三 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項
- 十四 解散に関する事項
- 十五 寄附行為の変更に関する事項
- 十六 (略)
- 2 学校法人の設立当初の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。）は、寄附行為をもつて定めなければならない。
- 3 第一項第十四号に掲げる事項中に残余財産の帰属す

- 員に関する規定
- 六 理事会に関する規定
(新設)
- 七 評議員会及び評議員に関する規定
(新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 八 資産及び会計に関する規定
- 九 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
- 十 解散に関する規定
- 十一 寄附行為の変更に関する規定
- 十二 (略)
- 2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもつて定めなければならない。
- 3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべ

べき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

4 寄附行為は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができ

（寄附行為の認可の審査）

第二十四条 所轄庁は、前条第一項の認可の申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第十七条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前条第一項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

（寄附行為の補充）

第二十五条 学校法人を設立しようとする者が、その目

き者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（新設）

（認可）

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

（寄附行為の補充）

第三十二条 学校法人を設立しようとする者が、その目

的及び資産に関する事項を除くほか、第二十三条第一項各号に掲げる事項を定めないうで死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により所轄庁が定めることとされた事項を定めるときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

第二十六条 (略)

(寄附行為の備置き及び閲覧等)

第二十七条 学校法人は、寄附行為を、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 学校法人は、寄附行為の写しを、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、寄附行為を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定

的及び資産に関する事項を除くほか、第三十条第一項各号に掲げる事項を定めないうで死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第三十三条 (略)

(寄附行為の備置き及び閲覧)

第三十三条の二 学校法人は、寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

(新設)

めた費用を支払わなければならない。

一 寄附行為が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 寄附行為が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（学校法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該学校法人が作成した電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 | 債権者以外の者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（新設）

(削る)

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第二十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。)第五百五十八条及び第六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 機関

第一款 理事会及び理事

第一目 理事の選任及び解任等

(理事選任機関)

第二十九条 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもって定める。

(財産目録の作成及び備置き)

第三十三条の三 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十四条 一般社団・財団法人法第五十八条及び第六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

第三節 管理

第一款 役員及び理事会

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところによ

(理事の選任等)

第三十条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。

2| 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3| 理事選任機関は、理事を選任する場合に、文部科学省令で定めるところにより、理事の総数が五人（五人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数）を下回ることとなるときに備えて補充の理事を選任することができる。

4| 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事の資格及び構成)

第三十一条 次に掲げる者は、理事となることができない。

一 法人

二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの

三 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者

四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、

り、理事長となる。

(学校法人と役員との関係)

第三十五条の二 学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2| 理事会は、学校法人の業務を話し、理事の職務の執行を監督する。

3| 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

4| 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

5| 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6| 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7| 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 学校法人が第三百三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前三十日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から二年を経過しないものの

2| 第三十三条第三項若しくは第四十八条第二項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第三百三十三条第十項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から二年を経過しない者（第四十六条第一項第二号及び第六十二条第二項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。

3| 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。

4| 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第三十六条第三項第三号において同じ。）

二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支

（役員職務等）

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2| 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3| 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 理事の業務執行の状況を監査すること。

四 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいづれでもない者

5| 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいづれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいづれでもない者とみなす。

6| 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。

7| 他の理事のいづれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

（理事の任期）

第三十二条 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに

六| 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七| 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4| 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

（役員を選任）

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一| 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）

二| 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者（寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。）

三| 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、四年以内とする。

2| 前項の規定により理事について寄附行為をもつて定める期間は、第四十七条第一項の規定により監事について寄附行為をもつて定める期間及び第六十三条第一項の規定により評議員について寄附行為をもつて定める期間を超えてはならない。

3| 第一項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(理事の解任)

第三十三条 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

三 その他寄附行為をもつて定める事由があるとき。

2| 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めること

2| 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。

3| 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4| 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5| 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

6| 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7| 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。

8| 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者
二 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができ

ができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から二週間を経過した日から三十日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第三十四条 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて理事の総数が五人(五人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。)を下回ることとなつた場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事(同項の一時理事の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事の総数が五人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は

ない者として文部科学省令で定めるもの

(役員の兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

(役員の補充)

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならぬ。

(忠実義務)

第四十条の二 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の代理行為の委任)

第四十条の三 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第四十条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞

職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 理事のうち、その定数の五分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第三十五条 一般社団・財団法人法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、第三十三条第三項の規定による理事の解任の訴えについて準用する。

第二目 理事会及び理事の職務等

(理事会の職務等)

第三十六条 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

一 学校法人の業務を決定すること。

二 第三十九条第一項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。

三 この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務

することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条の五 一般社団・財団法人法第八十条の規定は民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第百三条及び第百六条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第百三条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。

第二款 評議員及び評議員会

- 五 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより理事会が行うこととされた職務
- 3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。
 - 一 重要な資産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制の整備
 - 六 予算及び事業計画の作成又は変更
 - 七 第百条第一項に規定する報酬等の支給の基準の策定又は変更
 - 八 収益を目的とする事業に関する重要事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項
- 4 理事会は、前項第一号、第二号又は第六号から第八号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

- (評議員会)
- 第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。
 - 2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 評議員会に、議長を置く。
 - 5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
 - 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
 - 7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
 - 9 第七項の規定にかかわらず、第四十四条の五において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十三条第一項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもつて決する。
 - 10 第七項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）

第三十七条 学校法人には理事長一人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。

2 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができる。

3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長を除く。）のうちから、理事会が選定する。

4 業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうちから、理事会が選定する。

5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第八項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。

6 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

一 第四十五条の二第二項の予算及び事業計画
二 第四十五条の二第二項の事業に関する中期的な計画

三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

五 寄附行為の変更

六 合併

七 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

八 収益を目的とする事業に関する重要事項

九 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとしてすることができる。

理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の忠実義務)

第三十八条 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の報告義務等)

第三十九条 第三十七条第五項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事（第九十四条第一項及び第二項において「業務執行理事等」という。）は、毎会計年度に四月を超え、間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第三款 役員の仕事賠償責任等

(役員の仕事法人に対する仕事賠償責任)

第四十四条の二 役員は、その仕事を怠ったときは、学校法人に対し、これによつて生じた仕事を賠償する責

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十条 一般社団・財団法人法第七十八条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十五条及び第九十二条第二項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十条中「代表理事」とあるのは「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十二条中「代表理事」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「承認」とあるのは「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第八十五条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

第三目 理事会の運営

(理事会の招集)

第四十一条 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは

任を負う。

2| 理事が第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3| 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一| 第四十条の五において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の理事

二| 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三| 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(役員の第三者に対する損害賠償責任)

第四十四条の三 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

、その理事が招集する。

2| 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第五十七条第一項において「理事会招集担当理事」という。）以外の理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3| 前項の規定による請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会の決議）

第四十二条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

2| 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行わなければならない。

一 第八十八条第一項の理事会の決議 議決に加わることが

一 理事 次に掲げる行為

イ 第四十七条第一項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 第三十七条第三項第四号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

（役員

第四十四条の四 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第四十四条の五 一般社団・財団法人法第百十二条から第百六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等の」とあるのは「役員」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省

を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合) 以上に当たる多数をもつて決する方法

2 第百九条第一項第一号及び第百二十六条第一項の理事会の決議 理事の総数の三分の二(これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合) 以上に当たる多数をもつて決する方法

3 前二項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより理事会の議決に加わることができるとすることができる。

(理事会の議事録)

第四十三条 理事会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事(議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた二人

令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等に」とあるのは「役員に」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条	社員総会	評議員会
第百十三条第一項第二号ロ(1)	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四条第一項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四条第二項	社員総会	評議員会
	同項	及び同項

- 以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあっては、当該理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 4 理事会の決議に参加した理事であつて第一項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 5 学校法人は、理事会の日から十年間、第一項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 6 債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。
- 一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法

第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）	社員	評議員	限る。）	理事会の決議
第百十四条第四項	役員等	役員等	役員	限る。）	評議員
第百十五条第一項	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	評議員を有する社員	評議員	限る。）	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十五条第三項及び第四項	社員総会	限る。）	評議員会	限る。）又は	評議員会
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	限る。）	私立学校法第四十四条の二第一項	限る。）	私立学校法第四十四条の二第一項

であつて当該学校法人の定めたものにより提供する
 ことの請求又はその事項を記載した書面の交付の請
 求

7| 裁判所は、債権者が前項の請求に係る閲覧を行い、
 又は債権者に対し同項の請求に係る書面の交付若しく
 は電磁的記録に記録された事項の提供を行うことによ
 り、当該学校法人に著しい損害を及ぼすおそれがある
 と認めるときは、同項の許可をすることができない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十四条 一般社団・財団法人法第九十四条及び第九
 十八条の規定は、理事会について準用する。この場合
 において、一般社団・財団法人法第九十四条第一項中
 「定款」とあるのは「寄附行為」と、一般社団・財団
 法人法第九十八条第二項中「第九十一条第二項」とあ
 るのは「私立学校法第三十九条第一項」と読み替える
 ものとする。

2| 一般社団・財団法人法第二百八十七条第一項、第二
 百八十八条、第二百八十九条(第一号に係る部分に限
 る。)、第二百九十条本文、第二百九十一条(第二号
 に係る部分に限る。)、第二百九十二条本文、第二百
 九十四条及び第二百九十五条の規定は、前条第六項の
 許可の申立てに係る事件について準用する。

<p>第百十六條第一 項</p>	<p>第八十四條第一 項第二号</p>	<p>私立学校法第四 十條の五におい て準用する第八 十四條第一項第 二号</p>
<p>第百十八條の二 第一項</p>	<p>社員総会(理事 会設置一般社団 法人にあつて は、理事会)</p>	<p>理事会</p>
<p>第百十八條の二 第二項第二号</p>	<p>第百十一條第一 項</p>	<p>私立学校法第四 十條の二第一 項</p>
<p>第百十八條の二 第五項</p>	<p>第八十四條第一 項、 第百十一條第 三項及び</p>	<p>私立学校法第四 十條の五におい て準用する第八 十四條第一項及 び の規定、同法第 四十四條の第二 三項の規定並び に同法第四十四 條の五において 準用する</p>

第二款 監事

第一目 選任及び解任等

(監事の選任等)

第四十五条 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。

2| 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が二人(二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数)を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる。

3| 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

(監事の資格)

第四十六条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- 一 第三十一条第一項各号に掲げる者
- 二 被解任役員

2| 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員(監事

第百十八条の三 第一項	役員等を 役員等賠償責任 保険契約	役員を 役員賠償責任保 険契約
第百十八条の三 第二項	第八十四条第一 項、 及び第百十一条 第三項	私立学校法第四 十条の五におい て準用する第八 十四条第一項及 び の規定並びに同 法第四十四条の 二第三項
第百十八条の三 第三項ただし書	役員等賠償責任 保険契約	役員賠償責任保 険契約

第四款 寄附行為変更の認可等

第四十五条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。)若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。

- 3| 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

(監事の任期)

第四十七条 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

- 2| 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(監事の解任)

第四十八条 監事が第三十三条第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。

- 2| 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわ

- 2| 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

第五款 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画等

(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)

第四十五条の二 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

- 2| 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

- 3| 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、第一項の事業計画及び前項の事業に関する中期的な計画を作成するに当たつては、学校教育法第九十九条第二項(同法第二百二十三条において準用する場合を含む。)に規定する認証評価の結果を踏まえて作成しなければならない。

(評議員会に対する決算等の報告)

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を

らず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から三十日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第四十九条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2| 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3| 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4| 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5| 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第五十条 監事が任期の満了又は辞任により退任し、こ

求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。)を作成しなければならない。

2| 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3| 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

れによつて監事の総数が二人（二人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事（同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

2| 監事の総数が二人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。

3| 監事のうち、その定数の二分の一を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第五十一条 一般社団・財団法人法第二百八十五条及び第二百八十六条の規定は、第四十八条第二項の規定による監事の解任の訴えについて準用する。

第二目 職務等

（監事の職務）

第五十二条 監事は、次に掲げる職務を行う。

（報酬等）

第四十八条 学校法人は、役員に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員との給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2| 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。

（会計年度）

第四十九条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

- 一 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
- 三 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。
- 四 この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務
- 六 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務

(監事の調査権限)

第五十三条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2| 監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3| 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の

報告又は調査を拒むことができる。

(評議員会に提出する議案等の調査義務)

第五十四条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならぬ。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならぬ。

(理事会及び評議員会への出席義務等)

第五十五条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 第三十九条第二項の規定は、監事について準用する。

(理事会等への報告)

第五十六条 監事は、第五十二条第一号の監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業

務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。

3| 前項の規定による報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。

(理事会及び評議員会の招集)

第五十七条 監事は、前条第二項の報告をするために必要があると認めるときは、理事（理事会について第四十一条第一項ただし書の規定により理事会招集担当理事を定めた場合にあつては、理事会招集担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。

2| 前項の規定による請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第四十一条第一項又は第七十条第一項の規定にかかわらず、理事

会又は評議員会を招集することができる。

(監事による理事の行為の差止め)

第五十八条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

第五十九条 第三十七条第六項及び第七項の規定にかかわらず、学校法人が理事(理事であつた者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が学校法人を代表する。

2 第三十七条第六項及び第七項の規定にかかわらず、学校法人が第四百四十条第一項の規定による求め(理事の責任を追及する訴えの提起の求めに限る。)を受け

る場合には、監事が学校法人を代表する。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第六十条 一般社団・財団法人法第百六条の規定は、監事について準用する。

第三款 評議員会及び評議員

第一目 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任等)

第六十一条 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。

2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。

3 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

(評議員の資格及び構成)

第六十二条 第三十一条第一項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

- 2| 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となる
| ことができない。
- 3| 評議員には、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあ
| つては、当該者がある場合に限る。）が含まれなけれ
| ばならない。
 - 一| 当該学校法人の職員
 - 二| 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で
| 年齢二十五年以上のもの（前号に掲げる者を除く。
| ）
- 4| 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を
| 有するものであつてはならない。
- 5| 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するも
| のでなければならない。
 - 一| 第三項第一号に掲げる者である評議員の数が評議
| 員の総数の三分の一を超えないこと。
 - 二| 理事又は理事会が評議員を選任する場合において
| 、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超え
| ないこと。
 - 三| 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を
| 有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される
| 者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の
| 一を超えないこと。

(評議員の任期)

第六十三条 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第六十九条第一項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、六年以内とする。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(評議員の解任)

第六十四条 評議員の解任は、寄附行為をもつて定めるところによる。

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

第六十五条 評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて評議員の総数が六人（六人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した評議員は、新たに選任された評議員（同項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有す

2| 評議員の総数が六人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

第二目 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の職務等)

第六十六条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2| 評議員会は、次に掲げる職務を行う。

一| 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。

二| この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。

三| この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。

四| 前三号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務

五| 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより評議員会が行うこととされた職務

3| 学校法人は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項について、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもつて定めることができない。

4| 前項の規定は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について、評議員会の意見の聴取に代えてその決議を要する旨を寄附行為をもつて定めることを妨げない。

(評議員会による理事の行為の差止めの求め)

第六十七条 評議員会は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、第五十八条第一項の訴えの提起を監事に求めることができる。

2| 評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起をすることを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

3 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(評議員による寄附行為の閲覧等の請求)

第六十八条 評議員は、学校法人の業務時間内は、いつでも、寄附行為等（寄附行為、理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿及びこれに関する資料、第一百三条第二項に規定する計算書類等、監査報告（第八十二条第三項に規定する会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）並びに第一百七条第二項に規定する財産目録等（以下この条において「財産目録等」という。）をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる請求をすることができる。

一 寄附行為等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面（財産目録等を除く。）の謄本又は抄本の交付の請求

三 寄附行為等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項（財産目録等

に係るものを除く。)を電磁的方法であつて当該学
校法人の定めたものにより提供することの請求又は
その事項を記載した書面の交付の請求

第三目 評議員会の運営

(評議員会の招集の時期)

第六十九条 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定
の時期に招集しなければならない。

2) 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集
することができる。

(評議員会の招集の手続等)

第七十条 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところ
により、理事が招集する。

2) 評議員会を招集する場合には、理事会において、次
に掲げる事項を定めなければならない。

一 会議の日時及び場所

二 会議の目的である事項があるときは、当該事項

三 会議の目的である事項に係る議案(当該目的であ
る事項が議案となるものを除く。以下この号におい
て同じ。)について、議案が確定しているときはそ
の概要、議案が確定していないときはその旨

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

3 評議員会の議案は、会議の目的である事項について理事が提出する。

4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

5 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該理事は同項の書面による通知を発したものとみなす。

6 前二項の通知には、第二項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(評議員会の招集等の請求)

第七十一条 評議員の総数の三分の一（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の

招集を請求することができる。

2| 評議員の総数の三分の一（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日より二十日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。

（評議員による評議員会の招集等）

第七十二条 前条第一項の規定による請求があつた日から二十日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2| 第七十条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、同項の評議員は、その全員の協議により、同条第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

3| 第七十条第四項の規定にかかわらず、第一項の規定により評議員が評議員会を招集するには、同項の評議員は、評議員会の日の一週間前までに、同項の評議員

以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）
）に対して、書面でその通知を発しなければならない
。

4 第一項の評議員は、前項の書面による通知の発出に
代えて、政令で定めるところにより、他の評議員の承
諾を得て、第一項の評議員の使用に係る電子計算機と
他の評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線
で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の
情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令
で定めるものにより通知を発することができる。この
場合において、同項の評議員は、前項の書面による通
知を発したものとみなす。

5 前二項の通知には、第七十条第二項各号に掲げる事
項を記載し、又は記録しなければならない。

（監事による評議員会の招集等）

第七十三条 前条第二項から第五項までの規定は、第五
十七条第二項の規定により監事が評議員会を招集する
場合について準用する。この場合において、前条第二
項中「その全員の協議により、同条第二項各号」とあ
り、及び同条第五項中「第七十条第二項各号」とある
のは「第七十条第二項第一号、第二号及び第四号」と
、同条第三項中「同項の評議員以外の評議員（次項に

において「他の評議員」という。）とあり、及び同条第四項中「他の評議員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（招集手続の省略）

第七十四条 第七十条第四項から第六項までの規定及び第七十二条第三項から第五項まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（評議員による議案の提出）

第七十五条 評議員の総数の三分の一（これを下回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合。次項において同じ。）以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができない評議員の十分の一（これを下回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合。第三項において同じ。）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

2| 評議員の総数の三分の一以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日の二十日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その期間）前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を第七十条第四項又は第五項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

3| 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができ評議員の十分の一以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合には、適用しない。

（評議員会の決議）

第七十六条 評議員会の決議は、議決に加わることができ評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

2| 前項の規定にかかわらず、第四十八条第一項又は第九十二条第一項の評議員会の決議は、議決に加わることができ評議員の数の三分の二以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

3| 前二項の規定にかかわらず、第九十一条の評議員会の決議は、議決に加わることができ評議員の全員の

致をもつて行わなければならない。

4 前三項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

5 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員が書面又は第七十条第五項に規定する情報通信の技術を利用する方法により評議員会の議決に加わることができるものとすることができる。

6 評議員会は、会議の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第八十条において準用する一般社団・財団法人法第九十九条第二項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

第七十七条 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第七十条の規定は、適用しない。

(評議員会の議事録)

第七十八条 評議員会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 学校法人は、評議員会の日から十年間、前項の議事

録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第七十九条 一般社団・財団法人法第九十五条の規定は、評議員会について準用する。

第四款 会計監査人

第一目 選任及び解任等

(会計監査人の選任等)

第八十条 会計監査人は、評議員会の決議によつて、選任する。

2 学校法人と会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(会計監査人の資格)

第八十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第三項第二号及び第八十六条第六項第三号において同じ。）又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員（次項第二号に掲げる者を除く。）の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを学校法人に通知しなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、第百三条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会

計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

第八十二条 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人（第十八条第二項の規定に基づき会計監査人を置く学校法人をいう。以下同じ。）が会計監査人を置く旨の寄附行為の定めを廃止する寄附行為の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該寄附行為の変更の効力が生じた時に満了する。

(会計監査人の解任)

第八十三条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - 二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待つまいとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によつて当該会計監査人を解任することができる。
 - 3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

- 第八十四条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。
- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。
 - 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不
再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述

べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第八十五条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。

3 第八十一条及び第八十三条第一項の規定は、第一項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条第一項中「評議員会の決議」とあるのは、「監事の全員の合意」と読み替えるものとする。

第二目 職務等

(会計監査人の職務等)

第八十六条 会計監査人は、第五節の定めるところにより、第百三条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査する。

2| 会計監査人は、監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

3| 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めるところができる。

一| 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二| 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三| 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四| 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請

求

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

6 会計監査人は、その職務を行うに当たつては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第八十一条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 自己が会計監査人（前条第一項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。次号において同じ。）に選任されている学校法人の役員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者

三 自己が会計監査人に選任されている学校法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第八十七条 一般社団・財団法人法第百八条から第百十条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第百八条第一項

及び第百九条第一項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「定時社員総会」とあるのは「定時評議員会」と、同項中「第百七条第一項」とあるのは「私立学校法第八十六条第一項」と、一般社団・財団法人法第百十条中「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは「監事の過半数」と読み替えるものとする。

第五款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等

（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）

第八十八条 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その

任務を怠つたものと推定する。

一 第四十条において準用する一般社団・財団法人法
第八十四条第一項第二号又は第三号の理事

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した
理事

(役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害
賠償責任)

第八十九条 役員、評議員又は会計監査人がその職務を
行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当
該役員、評議員又は会計監査人は、これによつて第三
者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をし
たときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該
行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証
明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第百三条第二項に規定する計算書類等及び財産
目録に記載し、又は記録すべき重要な事項につい
ての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)

第九十条 役員、評議員又は会計監査人が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(学校法人に対する損害賠償責任の免除)

第九十一条 第八十八条第一項の責任は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

第九十二条 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額(第九十四条第一項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議

-
- によつて免除することができる。
- 一 賠償の責任を負う額
 - 二 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額
 - イ 理事長 六
 - ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの
- 四
- (1) 代表業務執行理事及び業務執行理事
 - (2) 当該学校法人の業務を執行した理事（(1)に掲げる理事を除く。）
 - (3) 当該学校法人の職員である理事
- ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人 二
- 2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
- 一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額
 - 二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
-

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 理事は、第八十八条第一項の責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第一項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

（理事会による免除に関する寄附行為の定め）

第九十三条 第九十一条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員又は会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

2 理事は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の

定めに限る。)を設ける議案及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一月を下ることができない。

4 評議員の総数の十分の一(これを下回る割合を寄附行為をもって定めた場合にあつては、その割合)以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除をしてはならない。

5 前条第四項の規定は、第一項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

(責任限定契約)

第九十四条 第九十一条の規定にかかわらず、学校法人は、理事(業務執行理事等及び当該学校法人の職員で

ある理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人の第八十八条第一項の責任について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもつて定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

2| 前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。

3| 理事は、寄附行為を変更して第一項の規定による寄附行為の定め（非業務執行理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4| 第一項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 第九十二条第二項第一号及び第二号に掲げる事項

二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 第八十八条第一項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとされた額

5 第九十二条第四項の規定は、非業務執行理事、監事又は会計監査人が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第九十五条 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした理事の第八十八条第一項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(補償契約)

第九十六条 学校法人が、役員又は会計監査人に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約(以下この条において「補償

「契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員又は会計監査人が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に關する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員又は会計監査人が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 学校法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該学校法人が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員又は会計監査人が当該学校法人に対して第八十八条第一項の責任を負う場合には、同号に

掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員又は会計監査人^がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員又は会計監査人が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員又は会計監査人に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに第八十八条第三項及び前条第一項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）

第九十七条 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員又は会計監査人とその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするもの（以下この条において「賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2| 第四十条において準用する一般社団・財団法人法第八十四条第一項及び第九十二条第二項の規定並びに第八十八条第三項の規定は、理事を被保険者とする賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

3| 民法第八十条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

第四節 予算及び事業計画等

（会計年度）

第九十八条 学校法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

（予算及び事業計画）

（新設）

第九十九条 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

(役員及び評議員に対する報酬等)

第一百条 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。）について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

第五節 会計並びに計算書類等及び財産目録等

(会計の原則)

第一百一条 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

(会計帳簿)

(新設)

第二百二条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 学校法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(計算書類等の作成及び保存)

第二百三条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等(計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。))及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。(以下同じ。))を作成しなければならない。

3 計算書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 学校法人は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

第百四条 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。

3 前二項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第一項及び第百六条において同じ。）の内容を踏まえて行うものとする。

(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等)

第百五条 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

2 理事は、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。

3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び

事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等)

第百六条 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から五日間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2| 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第二項の定時評議員会の日の一週間前の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第三号及び第四号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

3| 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第一号及び第三号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)

第七十七条 学校法人は、毎会計年度終了後三月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 財産目録

二 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿

- 三 第百条第一項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 2 前項各号に掲げる書類（以下「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から五年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会の日から三年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第二号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをとつているときはこの限りでない。
- 5 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
 - 一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - 二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されている

ときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

6 前項の規定にかかわらず、学校法人は、第一項第二号の名簿について前項各号に掲げる請求があつた場合には、当該名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。

第六節 寄附行為の変更

第百八条 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。

2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第二十四条第一項の規定は、前項の認可について準用する。

5 学校法人は、第三項の文部科学省令で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

（新設）

第七節 解散及び清算並びに合併

(解散事由)

第九十九条 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 理事会の決議による決定

二・三 (略)

四 学校法人又は第五十二条第五項の法人との合併

五 (略)

六 第三十五条第一項の規定による所轄庁の解散命令

2| 理事会は、前項第一号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3| 第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(削る)

4| 所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、

第四節 解散

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決

二・三 (略)

四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併

五 (略)

六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令

(新設)

2| 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。

3| 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

(新設)

私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

5| (略)

第一百十條 (略)

(清算の開始)

第一百十一條 学校法人は、次に掲げる場合には、次条から第百二十五条までに定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第百九条第一項第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

2| 前項の規定により清算をする学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第一百十二條 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第百三十五条第一項の規定による解散命令

4| (略)

第五十條の二 (略)

(清算中の学校法人の能力)

(新設)

第五十條の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第五十條の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第六十二条第一項の規定による解散命令

による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第百三十五条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第百十三条 (略)

2 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

第百十四条～第百十九条 (略)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第百二十条 裁判所は、第百十三条の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第六十二条第一項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第五十条の五 (略)

(新設)

第五十条の六～第五十条の十一 (略)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十条の十二 裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第二百一十一條〜第二百二十三條 (略)

(削る)

第二百二十四條 (略)

(残余財産の帰属)

第二百五條 第一百一條第一項の規定により清算をする学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時に於いて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

256 (略)

(合併手続)

第二百六條 学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。

2 | 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 | (略)

第五十條の十三〜第五十條の十五 (略)

第五十條の十六 削除

第五十條の十七 (略)

(残余財産の帰属)

第五十一條 解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算結了の届出の時に於いて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

256 (略)

(合併手続)

第五十二條 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

(新設)

2 | (略)

第二百二十七条 学校法人は、前条第三項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 (略)

第二百二十八条 (略)

第二百二十九条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第二百五十二条第五項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第五十二条第五項の法人の権利義務(当該学校法人又は同項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第三十一条 (略)

第五十三条 学校法人は、前条第二項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

2 (略)

第五十四条 (略)

第五十五条 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第六十四条第四項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務(当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第五十七条 (略)

(削る)

第八節 助成及び監督

第三百三十二条 (略)

(措置命令等)

第三百三十三条 (略)

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3～5 (略)

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第十九条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

7 私立学校審議会等は、第四項の規定により所轄庁に代わつて弁明を聴取したときは、当該弁明を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならない

第五十八条 削除

第五節 助成及び監督

第五十九条 (略)

(措置命令等)

第六十条 (略)

2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3～5 (略)

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。

(新設)

8・9 (略)

10 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員又は評議員の解任を勧告することができる。

11 所轄庁は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該学校法人又は解任しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

12 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第七項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。この場合において、第七項中「第二項」とあるのは、「第十一項」と読み替えるものとする。

(収益事業の停止)

第三百三十四条 所轄庁は、第十九条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一〇三 (略)

7・8 (略)

9 学校法人が第一項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員を解任を勧告することができる。

10 所轄庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

11 行政手続法第三章第三節の規定及び第三項から第六項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。

(収益事業の停止)

第六十一条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一〇三 (略)

2| 所轄庁は、前項の規定による停止命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3| 前条第三項から第九項までの規定は、第一項の規定による停止命令をする場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第二項」とあるのは、「次条第二項」と読み替えるものとする。

(解散命令)

第百三十五条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分を違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3・4 (略)

5 行政手続法第三章第二節(第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項

(新設)

2| 前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による停止命令について準用する。

(解散命令)

第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分を違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

3・4 (略)

5 行政手続法第三章第二節(第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項

(同法第十七条第三項において準用する場合を含む)。

中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等(私立学校法第十九条第二項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。)」と、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)」とあり、同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項及び第三項並びに第二十五条中「主宰者」とあり、並びに同法第二十条第六項及び同法第二十二條第三項(同法第二十五条において準用する場合を含む。))において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることが出来る」とあるのは「求めることが出来る」と読み替えるものとする。

6 私立学校審議会等は、第四項の規定により所轄庁に代わつて意見の聴取をしたときは、当該学校法人の意見を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならぬ。

7・8 (略)

第三百三十六条 (略)

(同法第十七条第三項において準用する場合を含む)。

第二十条第六項及び第二十二条第三項(同法第二十五条において準用する場合を含む。))において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあり、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることが出来る」とあるのは「求めることが出来る」と、「この場合」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

6 私立学校審議会等は、前項において準用する行政手続法第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書を十分に参酌して第二項に規定する意見を述べなければならぬ。

7・8 (略)

第六十三条 (略)

(削る)

(情報の公表)

第百三十七条 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。

- 一 寄附行為の内容
- 二 計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容

(情報の公表)

第六十三条の二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第三十条第一項若しくは第四十五条第一項の認可を受けたとき、又は同条第二項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 第三十七条第三項第四号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 第四十七条第一項の書類を作成したとき 同項の書類のうち文部科学省令で定める書類の内容
- 四 第四十八条第一項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(新設)

第九節 訴訟等

第一款 学校法人の組織に関する訴え

(学校法人の組織に関する訴え)

第百三十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

- 一 学校法人の設立 学校法人の成立の日から二年以内
 - 二 学校法人の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六月以内
 - 三 学校法人の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六月以内
- 2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。
- 一 前項第一号に掲げる行為 設立する学校法人の役員、評議員又は清算人
 - 二 前項第二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併後存続する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人

(新設)

若しくは債権者（吸収合併について承認をしなかつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併によつて設立する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（新設合併について承認をしなかつたものに限る。）

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第三百三十九条 一般社団・財団法人法第二百六十九条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第二百七十条、第二百七十一条（第二項を除く。）、第二百七十二から第二百七十五条まで及び第二百七十七條の規定は、前条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百七十一条第一項中「社員」とあるのは「債権者」と読み替えるものとする。

第二款 責任追及の訴え

（責任追及の訴え）

第四百四十条 評議員会は、学校法人に対し、書面その他

の文部科学省令で定める方法により、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を求めることができる。

2 前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があつた日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事（理事の責任を追及する訴えの場合にあつては、監事）は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。

3 前項に規定する場合において、第一項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けたときは、学校法人は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の文部科学省令で定める方法により通知しなければならない。

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

第四百四十一条 一般社団・財団法人法第二百七十九条、第二百八十条の二、第二百八十一条第四項及び第二百八十三条第一項の規定は、責任追及の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第二百八十条の二中「監事（監事が二人以上ある場合にあっては、各監事）」とあるのは「各監事」と、一般

社団・財団法人法第二百八十一条第四項中「第二十五条、第二百十二条（第二百十七条第四項において準用する場合を含む。）及び第四百四十一条第五項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）」とあるのは「私立学校法第九十一条」と、一般社団・財団法人法第二百八十三条第一項中「又は社員は、確定した」とあるのは「は、確定した」と読み替えるものとする。

第三款 会計帳簿等の提出命令

第四百十二条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四章 大臣所轄学校法人等の特例

（大臣所轄学校法人等の定義）

第四百十三条 この章において「大臣所轄学校法人等」とは、文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものをいう。

（新設）

(会計監査人の設置の特例)

第四百四十四条 大臣所轄学校法人等は、第十八条第二項の規定にかかわらず、会計監査人を置かなければならない。

2| 前項の場合における第二十三条第一項の規定の適用については、同項第十一号中「会計監査人を置く場合には、その旨及び」とあるのは、「会計監査人の」とする。

3| 大臣所轄学校法人等は、第六十八条及び第四百四条から第四百六条までの規定の適用については、会計監査人設置学校法人とみなす。

(常勤の監事の選定の特例)

第四百四十五条 大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもつて定めるところにより、常勤の監事を定めなければならない。

2| 前項の場合における第二十三条第一項の規定の適用については、同項第七号中「事項」とあるのは、「事項並びに常勤の監事の選定の方法その他常勤の監事に関する事項」とする。

（理事の構成及び報告義務の特例）

第四百四十六條 大臣所轄学校法人等については、第三十一条第四項第二号に掲げる者が理事に二人以上含まれなければならない。

2 大臣所轄学校法人等についての第三十九条第一項及び第四十四条第一項の規定の適用については、第三十九条第一項中「毎会計年度に四月を超える間隔で二回」とあるのは「三月に一回」と、第四十四条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九条第一項（同法第四百四十六條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（評議員会及び評議員の特例）

第四百四十七條 大臣所轄学校法人等についての第七十一条、第七十二条及び第七十五条の規定の適用については、第七十一条並びに第七十五条第一項及び第二項中「三分の一」とあるのは「十分の一」と、第七十一条第二項、第七十二条第一項及び第七十五条第二項中「二十日」とあるのは「三十日」とする。

（体制の整備及び中期事業計画の作成等）

第四百四十八条 大臣所轄学校法人等は、第三十六条第三項第五号に規定する体制を整備しなければならない。

2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画（第四項において「中期事業計画」という。）を作成しなければならない。

3 前項の場合における第三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第六号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第四百四十八条第二項に規定する中期事業計画」とする。

4 大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。）は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たっては、学校教育法第九十九条第二項（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえないならない。

（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）

第四百四十九条 第四百四十四条第三項の規定により大臣所轄学校法人等を会計監査人設置学校法人とみなして適用する第六十六条の規定の適用については、同条第四項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

2 大臣所轄学校法人等についての第七十七条の規定の適

用については、同条第五項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）

第五十条 大臣所轄学校法人等においては、第一百八条第一項の規定による寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）、第九条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による解散又は第二百二十六条第一項の規定による合併の決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。この場合において、これらの規定による理事会の決議については、それぞれ第八十条第二項、第九十条第二項又は第二百二十六条第二項の規定は、適用しない。

（情報の公表の特例）

第五十一条 大臣所轄学校法人等は、第三十七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第二十三条第一項若しくは第八十条第三項の認可を受けた場合又は同条第五項の規定による届出をした場合 寄附行為の内容

二 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合、これらのものうち文部科学省令で定めるものの内容

第五章 雑則

(私立専修学校等)

第百五十二条 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十条第一項」と、「又は」とあるのは「又は同法第百三十三条第一項において準用する」と読み替えるものとする。

2 | 第五条、第六条及び第七条第一項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項」とあるのは「第百三十四条第二項において準用する同法第四条第一項前段」と、「又は」

第四章 雑則

(私立専修学校等)

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第百三十三条第一項の都道府県知事の権限又は同法第百三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条第一項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第百三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

とあるのは「又は同法第三百三十四条第二項において準用する」と読み替えるものとする。

3|5| (略)

6| 第三章及び前章（第四百四十八条第四項を除く。）の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第三章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

7| 学校法人及び第五項の法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、同項の法人及び学校法人となるために必要な事項を寄附行為に定め、所轄庁の認可を受けることにより、それぞれ同項の法人及び学校法人となることができる。

(削る)

8| 第四十二条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第百八条第一項及び第二項並びに第百五十条の規定（これらの規定を第六項において準用する場合を含む。）は、前項に規定する事項を寄附行為に定める場合について準用する。この場合において、同条中「寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）」とあるのは「第百五十二条第七項に

2|4| (略)

5| 第三章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

6| 学校法人及び第四項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第四項の法人及び学校法人となることができる。

7| 第三十一条及び第三十三条（第五項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。
(新設)

規定する事項を寄附行為に定めることの決定又は「と
「解散又は」とあるのは「解散若しくは」と読み替
えるものとする。

9| 第二十四条及び第二十六条の規定は、学校法人に対
する第七項の認可について準用する。この場合におい
て、第二十四条第一項中「第十七条」とあるのは「第
百五十二条第六項において準用する第十七条」と、第
二十六条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成
立する」とあるのは「第百五十二条第五項の法人とな
る」と読み替えるものとする。

10| 第二十四条及び第二十六条の規定は、第五項の法人
に対する第七項の認可について準用する。この場合に
おいて、第二十四条第一項及び第二十六条中「学校法
人」とあるのは「第百五十二条第五項の法人」と、同
条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する
」とあるのは「学校法人となる」と読み替えるものと
する。

11| 学校法人が第七項の規定により第五項の法人となつ
た場合において、当該法人が第六項において準用する
第百四十三条に規定する大臣所轄学校法人等であると
きは、当該法人は、組織変更の登記を行った後、遅滞
なく、文部科学省令で定めるところにより、寄附行為
の内容を公表しなければならない。第五項の法人が第

(新設)

(新設)

(新設)

七項の規定により学校法人となつた場合において、当該学校法人が第四百四十三条に規定する大臣所轄学校法人等であるときも、同様とする。

(類似名称の使用禁止)

第五百五十三条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、前条第五項の法人は、この限りでない。

第五百五十四条 (略)

(削る)

(類似名称の使用禁止)

第六十五条 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。ただし、第六十四条第四項の法人は、この限りでない。

第六十五条の二 (略)

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十条の四(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合

を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三項（第六十条第十一項、第六十一条第二項及び第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第九項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第十項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県

(事務の区分)

第百五十五条 第十九条第二項、第二十三条第一項、第二十五条、第三十四条第二項、第五十条第二項、第五十六条第二項、第六十五条第二項、第七十二条第一項、第百八条第三項及び第五項、第百九条第三項から第五項まで、第百十二条第二項、第百十五条、第百二十一条第五項及び第六項、第百二十二条、第百二十六条第三項、第百三十三条第一項及び第二項、同条第三項(同条第十二項及び第百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十三条第十項及び第十一項、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十五条第一項から第三項まで並びに第百三十六条第一項の規定(これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)、第二十四条第二項(第百五十二条第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。)、並びに第百五十二条第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第百九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする

(新設)

が処理することとされている事務は、地方自治法第百九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする⁹

る。

第一百五十六条 (略)

第六章 罰則

(役員等の特別背任罪)

第一百五十七条 学校法人又は第一百五十二条第五項の法人に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該学校法人若しくは同項の法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該学校法人又は同項の法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 役員

二 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された役員の職務を代行する者

三 第三十四条第二項又は第五十条第二項（これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により役員職務を一時行うべき者として選任された者

第六十五条の四 (略)

第五章 罰則

(新設)

2| 第百十一条第一項（第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により清算をする学校法人又は第百五十二条第五項の法人（以下この項及び次条第一項第二号において「清算法人」という。）に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一| 清算人

二| 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

3| 前二項の罪の未遂は、罰する。

（役員等の贈収賄罪）

第百五十八条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一| 学校法人又は第百五十二条第五項の法人に係る前条第一項各号に掲げる者

二| 清算法人に係る前条第二項各号に掲げる者

三| 学校法人又は第百五十二条第五項の法人に係る会計監査人又は第八十五条第一項（第百五十二条第六

（新設）

項において準用する場合を含む。)の規定により選
任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束
をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰
金に処する。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没
収する。その全部又は一部を没収することができない
ときは、その価額を追徴する。

(学校法人等の財産の処分に關する罪)

第百五十九条 学校法人又は第百五十二条第五項の法人
に係る第百五十七条第一項各号に掲げる者が、当該学
校法人又は第百五十二条第五項の法人の目的の範圍外
において、投機取引のために当該学校法人又は同項の
法人の財産を処分したときは、三年以下の拘禁刑若し
くは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国外犯)

第百六十条 第百五十七条、第百五十八条第一項及び前
条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者に
も適用する。

2 第百五十八条第二項の罪は、刑法(明治四十年法律
第四十五号)第二条の例に従う。

(新設)

(新設)

〔法人における罰則の適用〕

第六十一条 第五十八条第一項第三号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき社員に対して適用する。

〔偽りその他不正の手段により認可を受けた罪〕

第六十二条 偽りその他不正の手段により第二十三条第一項（第四百四十四条第二項及び第四百四十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第一百八条第三項、第九十九条第三項若しくは第二百二十六条第三項（これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第七項の認可を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

〔過料に処すべき行為〕

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした学校法人若しくは第五十二条第五項の法人の役員、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、仮処分命令により選

〔新設〕

〔新設〕

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

任された役員、評議員若しくは清算人の職務を代行する者又は第三十四条第二項、第五十条第二項、第六十五条第二項若しくは第八十五条第一項（これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定により役員、評議員若しくは会計監査人の職務を一時行うべき者として選任された者は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿若しくはこれに関する資料、計算書類等、監査報告、会計監査報告又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三 第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条第五項、第七十八条第二項、第六十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第百四十四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第百七条第三項若しくは第四項の規定（これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつたとき。

四 第二十七条第三項若しくは第四項、第四十三条第

一 （略）

二 第三十三条の二の規定による寄附行為の備付けを怠つたとき。

三 第三十三条の二の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。

四 第三十三条の三の規定による財産目録の備付けを

六項、第六十八条（第四百四十四条第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第七十八条第三項、第八十六条第三項、第一百六条第三項（第四百四十四條第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）、第一百六条第四項（第四百四十九條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第一百七七条第五項（第四百四十九條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定（これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。）に違反して、正当な理由がないのに、書面若しくはその写し若しくは電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第四十九条第二項（第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を評議員会に提出しなかつたとき。

六 第五十三条第一項若しくは第二項又は第八十六条第四項（これらの規定を第五十二条第六項において

怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

（新設）

（新設）

て準用する場合を含む。)の規定による調査を妨げるとき。

七 第七十一条第二項(第四百七十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的としなかつたとき。

八 第八十八条第五項(第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(削る)

九 第一百十条第二項又は第一百九条第一項(これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十 第一百七十七条第一項又は第一百九条第一項(これらの規定を第五十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による公告を怠り、又は虚偽の公

(新設)

五 第四十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

七 第四十七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録等の閲覧を拒んだとき。

八 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

九 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

告をしたとき。

十一 第二百二十七条又は第二百二十八条第二項（これらの規定を第二百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第三百三十四条第一項（第二百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して事業を行ったとき。

十三 第三百三十六条第一項（第二百五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三百三十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六百六十四条 第五百五十三条の規定に違反した者は、十
万円以下の過料に処する。

附 則

155 (略)

6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第二百五十二条第五項の法人とな

十 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

十一 第六十一条第一項の規定による命令に違反して事業を行ったとき。

十二 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第六十七条 第六十五条の規定に違反した者は、十
万円以下の過料に処する。

附 則

155 (略)

6 この法律施行の際現に存する民法による財団法人で各種学校のみを設置しているものは、第二項の期間内にその組織を変更して第六十四条第四項の法人となる

ることができる。

7 (略)

8 第四条及び第八条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9・10 (略)

(削る)

11 第四条第二号、第六条、第八条第二項及び第百三十二条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第

ことができる。

7 (略)

8 第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9・10 (略)

11 学校法人及び第六十四条第四項の法人が有しなればならない施設及び設備に関しては、第二十五条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、別に学校の施設及び設備の基準に関して規定する法律が制定施行されるまでは、なお従前の例による。

12 第四条第二号、第六条、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）

六十六号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第七条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第一百三十二条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

12 学校法人立以外の私立の学校を設置する者又は学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における当該学校法人についての第十八条第三項の規定の適用については、その

以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第五条及び第八条第一項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

（新設）

設立の日から三年を経過するまでの間は、同項中「五人」とあるのは「三人」と、「六人」とあるのは「四人」とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）【附則第十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	
法律	事務	法律	事務
（略）	（略）	（略）	（略）
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	第十九条第二項、第二十三条第一項、第二十五条、第三十四条第二項、第五十条第二項、第五十六条第二項、第六十五条第二項、第七十二条第一項、第八十八条第三項及び第五項、第九十九条第三項から第五項まで、第一百二十二条第二項、第一百五十五条、第二百一十一条第五項及び第六項、第二百二十二条、第二百二十六条第三項、第三百三十三条第一項及び第二項、同条第三項（同条第十二項及び第一百三十四条第三項において準用する場合を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第五号に係る部分に限り、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する
	、第三百三十三条第十項及び第十一項、第三百三十四条第一項及び第二		六十四条第五項において準用する

項、第三百三十五条第一項から第三項まで並びに第三百三十六条第一項の規定（これらの規定を第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項（第百五十二条第六項、第九項及び第十項において準用する場合を含む。）並びに第百五十二条第七項の規定により都道府県が処理することとされている事務

場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の四第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二項（第

私立学校振興助 成法（昭和五十 年法律第六十一	(略)	
一 第十二条（第十六条において 準用する場合を含む。）、第十 二条の二第一項（第十六条にお	(略)	

私立学校振興助 成法（昭和五十 年法律第六十一	(略)	
一 第十二条（第十六条において 準用する場合を含む。）、第十 二条の二第一項（第十六条にお	(略)	六十一条第二項及び第六十四条第 五項において準用する場合を含む 。）、第三項（第六十条第十一項 、第六十一条第二項及び第六十四 条第五項において準用する場合を 含む。）、第九項（第六十四条第 五項において準用する場合を含む 。）及び第十項（第六十四条第五 項において準用する場合を含む。 ）、第六十一条第一項（第六十四 条第五項において準用する場合を 含む。）、第六十二条第一項から 第三項まで（第六十四条第五項に おいて準用する場合を含む。）並 びに第六十三条第一項（第六十四 条第五項において準用する場合を 含む。）の規定により都道府県が 処理することとされている事務

(略)	<p>号)</p> <p>いて準用する場合を含む。)及び第二項(第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)並びに第十四条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
-----	--

(略)	<p>号)</p> <p>いて準用する場合を含む。)及び第二項(第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
-----	--

改正案	現行
<p>（減額譲渡又は貸付） 第三条（略）</p> <p>2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第百三十二条の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法第二十四条第二項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。</p>	<p>（減額譲渡又は貸付） 第三条（略）</p> <p>2 前項第四号の場合においては、学校法人にあつては私立学校法第五十九条の規定により助成を行うことができる場合、社会福祉法人にあつては社会福祉法第五十八条第一項の規定により助成を行うことができる場合又は生活保護法第七十四条第一項、児童福祉法第五十六条の二第一項若しくは老人福祉法第二十四条第二項の規定により補助を行うことができる場合、更生保護法人にあつては更生保護事業法第五十八条の規定により補助を行うことができる場合、日本赤十字社にあつては日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）第三十九条第一項の規定により助成を行うことができる場合に限り、前項の規定を適用する。</p>

○私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）【附則第十五条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（共済運営委員会） 第十二条（略）</p> <p>2 共済運営委員会の委員は、二十一人以内とし、加入者、加入者を使用する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人又は同法第百五十二条第五項の法人の役員及び共済業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が委嘱する。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（加入者） 第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第百五十二条第五項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（共済運営委員会） 第十二条（略）</p> <p>2 共済運営委員会の委員は、二十一人以内とし、加入者、加入者を使用する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に定める学校法人又は同法第六十四条第四項の法人の役員及び共済業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が委嘱する。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（加入者） 第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p>

附則

(削る)

附則

(教育の事業)

30 私立学校法第三条に定める学校法人又は同法第六十条第四項の法人に使用される者(第十四条各号に掲げる者を除く。)については、組合成立の日までは、健康保険法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百十六号)又は厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百十七号)による健康保険法又は厚生年金保険法の改正にかかわらず、教育の事業は、健康保険法第十三条第一号又は厚生年金保険法第十六条第一号に規定する事業とならないものとする。

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）【附則第十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）</p> <p>第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げるもの（同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額（同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、当該個人その年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額（当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除し</p>	<p>（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）</p> <p>第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げるもの（同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額（同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、当該個人その年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額（当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除し</p>

た残額をいう。以下この項において同じ。)を控除した残額)が二千元(その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

一 次に掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。)に対する寄附金

イ (略)

ロ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)

第三条に規定する学校法人及び同法第百五十二条第五項の規定により設立された法人

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

た残額をいう。以下この項において同じ。)を控除した残額)が二千元(その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額)を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度とする。

一 次に掲げる法人(その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。)に対する寄附金

イ (略)

ロ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)

第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人

ハ・ニ (略)

二・三 (略)

2
5
(略)

2
5
(略)

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）【附則第十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（納付金関係業務）</p> <p>第四十九条 厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 対象障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに対象障害者である労働者を雇用する事業主に対して、対象障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校を設置する私立学</p>	<p>（納付金関係業務）</p> <p>第四十九条 厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 対象障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに対象障害者である労働者を雇用する事業主に対して、対象障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校を設置する私立学</p>

2
(略)

校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法人

ハ・ニ（略）

七の二〇十一（略）

2
(略)

校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人

ハ・ニ（略）

七の二〇十一（略）

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）【附則第十六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 準学校法人 私立学校法第百五十二条第五項の法人をいう。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 準学校法人 私立学校法第六十四条第四項の法人をいう。</p> <p>四・五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（学校教育法等の特例）</p> <p>第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校（同法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第三項第三号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第一百五十二条第五項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活</p>	<p>（学校教育法等の特例）</p> <p>第十二条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する中学校（同法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第三項第三号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人、同法第六十四条第四項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活</p>

動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2
12
(略)

促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の一の二の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第五条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2
12
(略)

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）【附則第十七条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三十一 （略）</p> <p>三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この号において「給与所得等」という。）を有するもののうち、合計所得金額が七十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人、同法第五十二條第五項（私立専修学校等）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第三百三十四條第一項（各種学校</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三十一 （略）</p> <p>三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この号において「給与所得等」という。）を有するもののうち、合計所得金額が七十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人、同法第六十四條第四項（私立専修学校及び私立各種学校）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第三百三十四條第一</p>

）に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ (略)

三十三～四十八 (略)

2 (略)

別表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条、第七十八條、附則第三十六條關係)

名称	根拠法
(略)	(略)
学校法人(私立学校法第百五十二条第五項(私立専修学校等)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法
(略)	(略)

項(各種学校)に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの

ハ (略)

三十三～四十八 (略)

2 (略)

別表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条、第七十八條、附則第三十六條關係)

名称	根拠法
(略)	(略)
学校法人(私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法
(略)	(略)

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）【附則第十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、附則第十九条の二関係）	別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条、附則第十九条の二関係）	名称 (略)	名称 (略)
学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） <u>第百五十二条第五項（私立専修学校等）</u> の規定により設立された法人を含む。）	学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） <u>第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）</u> の規定により設立された法人を含む。）	根拠法 (略)	根拠法 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）【附則第十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）				別表第三 非課税の登記等の表（第四条関係）			
名称 (略)	根拠法 (略)	非課税の登記等 (略)	備考 (略)	名称 (略)	根拠法 (略)	非課税の登記等 (略)	備考 (略)
一の二学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） <u>第一百五十二</u> 条第五項（私立専修学校等）の規定により設立された法人を含む。	私立学校法	(略)	(略)	一の二学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） <u>第六十四</u> 条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。	私立学校法	(略)	(略)

		二十一 日 本私立学 校振興・ 共済事業 団	(略)	
		日本私立 学校振興 ・共済事 業団法（ 平成九年 法律第四 十八号）	(略)	
		一 (略) 二 学校教育法第一 条（学校の範囲） に規定する学校（ 学校法人又は私立 学校法第五十二 条第五項（私立専 修学校等）の規定 により設立された 法人が設置運営す る同項に規定する 専修学校及び各種 学校並びに学校法 人が設置運営する 就学前の子どもに 関する教育、保育 等の総合的な提供 の推進に関する法 律第二条第七項（ 定義）に規定する	(略)	
			(略)	

		二十一 日 本私立学 校振興・ 共済事業 団	(略)	む。
		日本私立 学校振興 ・共済事 業団法（ 平成九年 法律第四 十八号）	(略)	
		一 (略) 二 学校教育法第一 条（学校の範囲） に規定する学校（ 学校法人又は私立 学校法第六十四 条第四項（専修学校 及び各種学校）の 規定により設立さ れた法人が設置運 営する同項に規定 する専修学校及び 各種学校並びに学 校法人が設置運営 する就学前の子ど もに関する教育、 保育等の総合的な 提供の推進に関する 法律第二条第七 項（定義）に規定	(略)	
			(略)	

(略)	
(略)	
(略)	三 (略) 記 幼児連携型認定こども園を含む。)の校舎等の所有権又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利を目的とする抵当権の設定の登記
(略)	

(略)	
(略)	
(略)	三 (略) の登記 する幼児連携型認定こども園を含む。)の校舎等の所有権又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利を目的とする抵当権の設定
(略)	

○消費税法（昭和六十三年法律第八八号）【附則第十八条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条、附則第十九条の三関係） 一 次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略） 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） 第五十二条第五項（私立専修学校等）の規定により設立された法人を含む。）	（略） 私立学校法	（略） 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号） 第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	（略） 私立学校法
二（略）	（略）	二（略）	（略）

○私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）【附則第十九条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所轄庁の権限）</p> <p>第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該学校法人の役員又は評議員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員又は評議員の解職をすべき旨を勧告すること。</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとするときは、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁によ</p>	<p>（所轄庁の権限）</p> <p>第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知において、所轄庁によ</p>

る弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができ旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならぬ。

3 3 7 (略)

第十三条 所轄庁は、第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとするときは、当該学校法人又は解職しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならぬ。

2 (略)

(所轄庁への書類の提出等)

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人(以下この条において「助成対象学校法人」という。)は、収支予算書を作成しなければならぬ。

2 助成対象学校法人(会計監査人設置学校法人等(私立学校法第八十二条第三項に規定する会計監査人設置

る弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができ旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第四項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならぬ。

3 3 7 (略)

第十三条 所轄庁は、第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならぬ。

2 (略)

(書類の作成等)

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならぬ。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

学校法人及び同法第四百三十三条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第四項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六條第二項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第二項ただ

3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

（新設）

し書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

(準学校法人への準用)

第十六条 第三条、第十条及び第十二条から第十三条までの規定は、私立学校法第百五十二条第五項の法人に準用する。

(事務の区分)

第十七条 第十二条（前条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項（前条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び前条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（前条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

置）（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置）

(準学校法人への準用)

第十六条 第三条、第十条及び第十二条から第十三条までの規定は、私立学校法第六十四条第四項の法人に準用する。

(事務の区分)

第十七条 第十二条（第十六条において準用する場合を含む。）、第十二条の二第一項（第十六条において準用する場合を含む。）及び第二項（第十三条第二項及び第十六条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

置）（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等に対する措置）

第二条 (略)

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十二条 第四号	当該学校法人の役員又は評議員	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該

第二条 (略)

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び学校法人等以外の幼保連携型認定こども園の設置者（以下この条において「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等」という。）に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十二条 第四号	当該学校法人の役員	当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する者（当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人である場合にあつては当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営を担当する当該法人の役員をいい、当該

	(略)	
当該役員又は評議員の解職をすべき旨	(略)	幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。
	(略)	幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。

	(略)	
当該役員 の解職を すべき旨	(略)	幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。
	(略)	幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者が法人以外の者である場合にあつては、当該幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する者をいう。

第十四条 第一項	収支予算書	解職しようとする 役員若しくは評議 員	当該学校法人	(略)	(略)	園の経営に関する 人事の是正のため 必要な措置をとる べき旨)
	附則第二条第三項 の規定による特別 の会計について、	担当を解こうとす る者	当該幼稚園若しく は幼保連携型認定 こども園を設置す る者（当該幼稚園 又は幼保連携型認 定こども園を設置 する者が法人であ る場合にあっては 、当該法人の代表 者）	(略)	(略)	

第十四条 第一項	文部科学大臣	解職しようとする 役員	当該学校法人の理 事	(略)	(略)	園の経営に関する 人事の是正のため 必要な措置をとる べき旨)
	附則第二条第三項 の規定による特別 の会計について、	担当を解こうとす る者	当該幼稚園若しく は幼保連携型認定 こども園を設置す る者（当該幼稚園 又は幼保連携型認 定こども園を設置 する者が法人であ る場合にあっては 、当該法人の代表 者）	(略)	(略)	

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分	第十四条 第二項	計算書類（同法第百三条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。）及びその	所轄庁	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの	文部科学省令で定めるところにより貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書
	第十四条 第四項	計算書類及びその	所轄庁	貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの	都道府県知事

3 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等で第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により助成を受けるものは、当該助成に係る幼稚園又は幼保連携型認定こども園の経営に関する会計を他の会計から区分	(新設)	第十四条 第二項及び 第三項	所轄庁	都道府県知事	文部科学大臣

し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第九十八条の規定を準用する。

4・5 (略)

6 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項、同条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置)

第二条の二 (略)

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)
第十二条	当該学校法人の役
(略)	当該幼保連携型認

し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その会計年度については、私立学校法第四十九条の規定を準用する。

4・5 (略)

6 第二項の規定により読み替えて適用される第十二条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置)

第二条の二 (略)

2 前項の社会福祉法人に係る第十二条から第十四条までの規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
第十二条	当該学校法人の役
(略)	当該幼保連携型認

第十四条 第一項	収支予算書	解職しようとする 役員若しくは評議 員		当該学校法人	(略)	(略)	当該役員又は評議 員の解職をすべき 旨	(略)	定こども園の経営 を担当する当該社 会福祉法人の役員	第四号 員又は評議員

第十四条 第一項	文部科学大臣	解職しようとする 役員		当該学校法人の理 事	(略)	(略)	当該役員の解職を すべき旨	(略)	定こども園の経営 を担当する当該社 会福祉法人の役員	第四号 員

第十四条 第二項	計算書類（同法第 百三条第二項に規 定する計算書類を いう。第四項にお いて同じ。）及び その	貸借対照表及び収 支計算書並びにこ れらの
	所轄庁	都道府県知事
第十四条 第四項	計算書類及びその	貸借対照表及び収 支計算書並びにこ れらの
所轄庁	都道府県知事	

3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で
第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により
助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定
こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、
特別の会計として経理しなければならない。この場合
において、その会計年度については、私立学校法第九

(新設)	第十四条 第二項及 び第三項	所轄庁	都道府県知事

3 幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人で
第一項の規定に基づき第九条又は第十条の規定により
助成を受けるものは、当該助成に係る幼保連携型認定
こども園の経営に関する会計を他の会計から区分し、
特別の会計として経理しなければならない。この場合
において、その会計年度については、私立学校法第四

十八条の規定を準用する。

4 (略)

5 第二項の規定により読み替えて適用される第十二
条、第十二条の二第一項、同条第二項(第十三条第二
項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項
並びに第十四条第二項及び第四項の規定により都道府
県が処理することとされている事務は、地方自治法第
二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

十九条の規定を準用する。

4 (略)

5 第二項の規定により読み替えて適用される第十二
条、第十二条の二第一項及び第二項、第十三条第一項
並びに第十四条第二項及び第三項の規定により都道府
県が処理することとされている事務は、地方自治法第
二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす
る。

○放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）【附則第二十一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（主務大臣への書類の提出）</p> <p>第十条 放送大学学園は、主務省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る私立学校法第百三条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書に同法第八十六条第二項の会計監査報告を添付して、主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（解散等）</p> <p>第十三条 放送大学学園の解散に関する私立学校法第百九条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項中「第一項第一号及び第三号」とあるのは「第一項第一号から第三号まで」と、同条第五項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「第一項第五号」とする。</p> <p>2 文部科学大臣は、放送大学学園に対し、前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第百九条第三項若しくは同法第百二十六条第三項の認可をしようとする。</p>	<p>（書類の作成等）</p> <p>第十条 放送大学学園は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項に掲げる書類を届け出るときは、文部科学大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。</p> <p>（解散等）</p> <p>第十三条 放送大学学園の解散に関する私立学校法第五十条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号から第三号まで」と、同条第四項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「第一項第五号」とする。</p> <p>2 文部科学大臣は、放送大学学園に対し、私立学校法第五十条第二項の認可若しくは認定若しくは同法第五十二条第二項の認可をしようとするとき、又は同法第</p>

るとき、又は同法第百三十五条第一項に基づき解散を命じようとするときには、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

(残余財産の帰属の特例)

第十四条 放送大学学園が解散した場合において、残余財産があるときは、私立学校法第二十三条第三項及び第百二十五条の規定にかかわらず、当該残余財産は国に帰属する。

(財務大臣との協議)

第十六条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

附則

第二条 削除

六十二条第一項に基づき解散を命じようとするときには、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

(残余財産の帰属の特例)

第十四条 放送大学学園が解散した場合において、残余財産があるときは、私立学校法第三十条第三項及び第五十一条の規定にかかわらず、当該残余財産は国に帰属する。

(財務大臣との協議)

第十六条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

附則

(放送大学学園の設立)

第二条 文部科学大臣は、設立委員を命じ、放送大学学園の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、寄附行為を作成し、私立学校法第三十条第一項の規定による文部科学大臣の認可を申請しなければならない。

3| 設立委員から前項の規定による申請があった場合に
関する私立学校法第三十一条第一項の規定の適用につ
いては、同項中「当該申請に係る学校法人の資産が第
二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行
為」とあるのは、「その寄附行為」とする。この場合
において、同条第二項の規定は、適用しない。

4| 設立委員は、放送大学学園の設立の準備を完了した
ときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出る
とともに、私立学校法第三十条第二項の規定により、
第二項の寄附行為に定められた理事長となるべき者に
引き継がなければならない。

5| 放送大学学園は、私立学校法第三十三条の規定にか
かわらず、この法律の施行の時に成立する。

6| 第四項の理事長となるべき者は、放送大学学園の成
立後遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

○構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）【附則第二十三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（私立学校法の特例）</p> <p>第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しよう</p>	<p>（私立学校法の特例）</p> <p>第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しよう</p>

とする者であつて第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第二十三条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合には、所轄庁は、同法第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第十七条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第二十三条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学学校である旨を定めなければならない。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「協力地方公共団体」という。）の長と協力学学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に關し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

とする者であつて第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合には、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2 前項の寄附行為には、私立学校法第三十条第一項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学学校である旨を定めなければならない。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「協力地方公共団体」という。）の長と協力学学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に關し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

- 一 私立学校法第二十三条第一項の規定による寄附行為の認可の申請
- 二 私立学校法第百八条第三項又は第五項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
- 三 私立学校法第百九条第三項の規定による解散についての認可の申請

四 (略)

4 5 12 (略)

- 13 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第四項本文の規定は、第九項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第九項又は第十二項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人（同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。）に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法

- 一 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請
- 二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
- 三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請

四 (略)

4 5 12 (略)

- 13 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第九項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第九項又は第十二項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人（同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。）に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第

第十四条第四項本文中「助成対象学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告）を添付して「所轄庁」とあるのは「を協力地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

14
～
18
(略)

四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「作成しなければならぬ」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

14
～
18
(略)

改正案	現行
<p>第五条 削除</p> <p>第六条 学園の監事に関する私立学校法第五十六条第二項の規定の適用については、同項中「所轄庁」とあるのは、「文部科学大臣及び内閣総理大臣」とする。</p> <p>（役員等の選任の特例）</p> <p>第七条 学園の理事に関する私立学校法第三十条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校を経営す</p>	<p>（理事会の運営の特例）</p> <p>第五条 学園は、私立学校法第三十六条第四項の規定にかかわらず、寄附行為で定めるところにより、理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができる。この場合において、学園に関する同条第三項の規定の適用については、同項中「理事長」とあるのは、「議長」とする。</p> <p>（監事の職務の特例）</p> <p>第六条 学園の監事は、私立学校法第三十七条第三項第五号の規定により、学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを文部科学大臣に報告するときは、当該行為又は事実があることについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>（役員等の選任の特例）</p> <p>第七条 学園の理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することがで</p>

るために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望」とあるのは、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、学園の業務を適切かつ効果的に運営することができるとする能力」とする。

2 学園の理事には、私立学校法第三十一条第四項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者が含まれなければならない。

一 三 (略)

3 学園の理事に関する私立学校法第四十六条第一項の規定の適用については、同項中「に二人以上含まれなければならない」とあるのは、「の過半数を占めなければならない」とする。

4 (略)

5 学園の評議員には、私立学校法第六十二条第三項各号に掲げる者のほか、次に掲げる者が含まれなければならない。

一・二 (略)

(内閣総理大臣への書類の提出等)

きる能力を有する者でなければならない。

2 学園の理事には、次に掲げる者が含まれるようにしなければならない。

一 三 (略)
(新設)

3 (略)

4 学園の理事に関する私立学校法第三十八条第五項の規定の適用については、同項中「含まれるように」とあるのは、「その定数の過半数となるように」とする。

5 学園の評議員には、次に掲げる者が含まれるようにしなければならない。

一・二 (略)

(書類の作成等)

第十二条 学園に関する私立学校法第八十六条第一項及び第二項、第一百一条、第一百零二条第一項、第一百三十一条及び第二項、第一百四十一条及び第二項並びに第七百七条第一項の規定の適用については、これらの規定中「文部科学省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

2 学園は、内閣府令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第三百二条第二項に規定する計算書類及びその附属明細書に前項の規定により読み替えて適用する同法第八十六条第二項の会計監査報告を添付して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(違法行為等の是正)

第十五条 内閣総理大臣は、学園又はその役員、評議員若しくは職員^{（一）}の行為がこの法律に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、学園に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(解散等)

第十六条 学園の解散に関する私立学校法第九条第三

第十二条 学園は、内閣府令で定める基準に従い、会計処理を行い、及び貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 学園は、毎会計年度終了後三月以内に、前項に規定する書類に内閣総理大臣の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(違法行為等の是正)

第十五条 内閣総理大臣は、学園又はその役員若しくは職員^{（一）}の行為がこの法律に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、学園に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 (略)

(解散等)

第十六条 学園の解散に関する私立学校法第五十条第二

項及び第五項の規定の適用については、同条第三項中「第一項第一号及び第三号」とあるのは「第一項第一号から第三号まで」と、同条第五項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「第一項第五号」とする。

2 文部科学大臣は、学園に対し、前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第九条第三項若しくは同法第二百二十六条第三項の認可をしようとするとき、又は同法第三百三十五条第一項の規定により解散を命じようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する私立学校法第九条第五項の規定による学園の清算人からの届出があったときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(残余財産の帰属の特例)

第十七条 学園が解散した場合において、残余財産があるときは、私立学校法第二十三条第三項及び第二百二十五条の規定にかかわらず、当該残余財産は国庫に帰属する。

(財務大臣との協議)

第十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、財務

項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「前項第一号及び第三号」とあるのは「前項第一号から第三号まで」と、同条第四項中「第一項第二号又は第五号」とあるのは「第一項第五号」とする。

2 文部科学大臣は、学園に対し、前項の規定により読み替えて適用する私立学校法第五十条第二項の認可若しくは認定若しくは同法第五十二条第二項の認可をしようとするとき、又は同法第六十二条第一項の規定により解散を命じようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣に協議しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する私立学校法第五十条第四項の規定による学園の清算人からの届出があったときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

(残余財産の帰属の特例)

第十七条 学園が解散した場合において、残余財産があるときは、私立学校法第三十条第三項及び第五十一条の規定にかかわらず、当該残余財産は国庫に帰属する。

(財務大臣との協議)

第十八条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、あら

大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

(内閣総理大臣と文部科学大臣との関係)

第十九条 (略)

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

一・二 (略)

三 学園に対して私立学校法第百八条第三項の認可をしたとき、又は同条第五項の規定による学園からの届出があつたとき。

四 学園に対して私立学校法第百三十三条第一項又は第百三十四条第一項の規定による命令をしたとき。

五 学園に対して私立学校法第百三十三条第十項の規定による勧告をしたとき。

附 則

第二条 削除

かじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一・二 (略)

(内閣総理大臣と文部科学大臣との関係)

第十九条 (略)

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

一・二 (略)

三 学園に対して私立学校法第四十五条第一項の認可をしたとき、又は同条第二項の規定による学園からの届出があつたとき。

四 学園に対して私立学校法第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による命令をしたとき。

五 学園に対して私立学校法第六十条第九項の規定による勧告をしたとき。

附 則

(学園の設立等)

第二条 内閣総理大臣は、設立委員を命じ、学園の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、寄附行為を作成し、私立学校法第三十一条第一項の認可を受けるとともに、沖縄科学技術大

	<p>学院大学の設置について学校教育法第四条第一項の認可を受けなければならない。</p> <p>3 文部科学大臣は、学園に対して私立学校法第三十一条第一項の認可をしたとき、又は沖縄科学技術大学院大学の設置について学校教育法第四条第一項の認可をしたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。</p> <p>4 内閣総理大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、学園の監事の選任について、第七条第三項の認可に相当する認可をすることができる。</p> <p>5 前項の規定による認可は、施行日以後は、第七条第三項の認可とみなす。</p> <p>6 設立委員は、学園の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を私立学校法第三十条第二項の規定により第二項の寄附行為に定められた理事長となるべき者に引き継がなければならない。</p> <p>7 学園は、私立学校法第三十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。</p> <p>8 学園は、学園の成立後遅滞なく、設立の登記をしなければならない。</p>
--	--